

○東京藝術大学附属図書館利用規則

〔平成13年3月26日〕
制 定

改正 平成16年4月1日 平成18年12月25日
平成23年3月9日 平成25年4月1日
平成25年10月24日 令和7年3月6日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、東京藝術大学附属図書館規則第5条の規定に基づき、本学附属図書館の利用について定めるものとする。

(資料の定義)

第2条 この規則において資料とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 図書
- (2) 楽譜
- (3) 逐次刊行物
- (4) 視聴覚資料
- (5) マイクロ資料
- (6) その他の資料

2 前項第1号及び第2号のうち、貴重図書及び和装本の利用については、別に定める。

(休館日)

第3条 休館日は、次の各号に掲げる日とする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日
- (3) 8月中の3日間（学長が指定する職員の休日）
- (4) 開学記念日（10月4日）
- (5) 12月28日から翌年1月4日まで
- (6) 館内図書等整理期間

2 前項の規定にかかわらず、附属図書館長（以下「館長」という。）が必要と認めるときは、臨時に開館又は閉館することができる。

3 第1項第6号の期間については、2週間以内とし、館長が定めるものとする。

(開館時間)

第4条 開館時間は、次のとおりとする。

- (1) 平日 午前9時から午後8時まで
- (2) 土曜日 午前9時から午後5時まで

2 前項の規定にかかわらず、学則第54条に規定する休業期間中の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、館長が必要と認めるときは、開館時間を変更することができる。

(利用者の範囲)

第5条 附属図書館を利用できる者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げ

る者とする。

- (1) 本学の役員及び職員（非常勤職員を含む。以下同じ。）
- (2) 本学の学生
- (3) 本学で研究等に従事することを許可された者
- (4) 本学の名誉教授（名誉客員教授を含む。以下同じ。）
- (5) 音楽学部附属音楽高等学校（以下「附属高校」という。）の生徒
- (6) 附属図書館の利用を申し出た学外者
（利用手続）

第6条 利用者は、図書館利用証の交付を受けるものとする。ただし、本学の身分証明書又は学生証の交付を受けた者にあつては、当該身分証明書又は学生証をもって利用証とする。

- 2 利用者は、図書館利用証又は身分証明書又は学生証（以下「利用証」という。）を携帯し、附属図書館職員（以下「係員」という。）の請求に応じて、これを提示しなければならない。

第2章 閲覧

（開架資料の閲覧）

第7条 利用者は、開架閲覧室の資料を館内の所定の場所で閲覧し、閲覧後は所定の場所に返却するものとする。

（書庫内資料の閲覧）

第8条 利用者は、資料利用票に必要事項を記入し、閲覧窓口に申し出ることにより、書庫内資料を閲覧することができる。

- 2 前項において、一時に閲覧できる部数は、原則として、4部以内とする。

- 3 資料は館内の所定の場所で閲覧し、所定の時間までに係員に返却するものとする。

（閲覧の制限）

第9条 館長は、次に掲げる場合は、閲覧を制限することができる。

- (1) 資料に、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号。以下「情報公開法」という。）第5条第1号、第2号及び第4号イに掲げる情報（個人情報に係る部分等）が記録されていると認められる場合における当該情報が記載されている部分。

- (2) 資料の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に個人又は情報公開

法第5条第2号に規定する法人等から寄贈又は寄託を受けている場合において、当該期間が経過するまでの間。

- (3) 資料の原本を利用させることにより当該資料の破損若しくはその汚損を生じることがある場合又は当該原本が現に使用されている場合。

（個人情報の漏えい防止）

第10条 資料に、個人情報が記録されている場合の、当該個人情報の漏えい防止のために必要な措置については、東京藝術大学個人情報管理規則を準用するものとする。

第3章 貸出

(館外貸出)

第11条 第5条第1項第1号から第5号に規定する者は、貸出希望資料及び利用証を閲覧窓口に提出し、所定の手続を経て、館外貸出を受けることができる。

2 前項の規定にかかわらず、館長が必要と認めた者は、館外貸出を受けることができる。

3 館外貸出の種類は、次のとおりとする。

(1) 長期貸出(以下「貸出」という。)

(2) 授業用一時持ち出し

4 前項第2号に掲げる授業用一時持ち出しについては、別に定める。

(貸出)

第12条 前条第2項第1号に掲げる貸出の冊数及び期間は、次のとおりとする。

利用者	貸出冊数	貸出期間
学部1～3年生	15冊	14日間
学部4年生、大学院修士課程の学生、特別聴講学生 (大学院)	15冊	28日間
大学院博士課程の学生、研究生、研修員	20冊	28日間
役員、職員及び名誉教授	30冊	28日間
別科生、科目等履修生、特別聴講学生(学部)	10冊	14日間
附属高校の生徒	10冊	14日間

2 前項の規定にかかわらず、館長が必要と認めたときは、貸出の冊数及び期間を変更することができる。

3 第11条第2項の利用者の貸出の冊数及び期間は、館長が必要に応じて定める。

(貸出禁止資料)

第13条 次の各号に掲げる資料の貸出は行わない。

(1) 特閲資料

(2) 参考図書資料

(3) 禁帯出資料

(4) 逐次刊行物

(5) 視聴覚資料

(6) マイクロ資料

(7) その他館長が指定した資料

(資料の貸出予約)

第14条 利用者は、貸出を希望する資料が貸出中であるときは、資料の貸出予約をすることができる。

(貸出期間の更新)

第15条 利用者は、貸出期間終了後も引き続き貸出を希望するときは、所定の手続を経て、2回まで貸出期間の更新をすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、貸出予約がある資料については、更新することができない。

(転貸の禁止)

第16条 利用者は、貸出を受けた資料の保管に責任を持ち、他に転貸してはならない。

(館外貸出資料の返却)

第17条 利用者は、館外貸出を受けた資料を所定の期限までに閲覧窓口に必ず返却しなければならない。

2 館外貸出を受けた利用者が資料を所定の期限までに返却しないときは、当該資料返却後、延滞日数分の期間館外貸出を停止するものとする。

3 利用者は、次の各号の一に該当するときは、館外貸出を受けた資料を速やかに返却しなければならない。

(1) 役員及び職員又は学生が身分を失ったとき。

(2) 役員及び職員が休職するとき。

(3) 学生が停学又は休学するとき。

4 館長が必要と認めた場合は、館外貸出中の資料についても利用者に返却を求めることができる。

(展覧会用貸出)

第18条 博物館、美術館及びそれらに相当する施設から展覧会等で展示する目的による資料の貸出申請があったときは、所定の手続を経て、展覧会用貸出をすることができる。

2 前項の展覧会用貸出については、別に定める。

第4章 文献複写、参考調査及び相互利用

(文献複写)

第19条 利用者は、教育又は調査研究のために資料の複写(以下「文献複写」という。)を希望するときは、館長の承認を得なければならない。

2 前項による文献複写については、別に定める。

(参考調査)

第20条 利用者は、教育又は調査研究のため、参考となる学術情報の提供及び関係資料の調査を依頼することができる。

(相互利用)

第21条 第5条第1項第1号から第4号に掲げる利用者は、教育又は調査研究のため必要があるときは、附属図書館を通じて、他の図書館等が所蔵する資料の閲覧、文献複写、借受けその他の利用(以下「相互利用」という。)を依頼することができる。

2 他の図書館等から本学が所蔵する資料の相互利用の依頼があったときは、本学における教育又は研究に支障がない範囲内でこれに応じるものとする。

第5章 写真撮影

(写真撮影)

第22条 利用者が学術研究又は文化の向上を図るために、資料の写真撮影を希望する場合は、館長の許可を得なければならない。

第6章 雑則

(利用者の遵守事項)

第23条 利用者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 静粛にし、他の利用者の迷惑にならないようにすること。
- (2) 資料、機器及びその他の設備を丁寧に扱うこと。

(弁償責任)

第24条 利用者は、資料を汚損、破損、若しくは紛失し、又は機器その他の設備をき損したときには、直ちに館長に届け出なければならない。

2 館長は、前項の者に対して弁償を求めることができる。

(利用制限)

第25条 館長は、この規則等に違反した者又は係員の指示に従わなかった者に対し、附属図書館の利用を制限することができる。

(雑則)

第26条 資料を利用者の閲覧に供するため、資料の目録及びこの規則を常時閲覧室内に備え付けるものとする。

第27条 この規則に定めるもののほか、附属図書館の利用に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 東京芸術大学附属図書館利用細則（平成13年3月26日制定）、東京芸術大学附属図書館における学外者利用内規（平成13年3月26日制定）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成19年3月19日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。